

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

令和4年12月23日第68回厚生科学審議会
感染症部会資料より抜粋

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する（その費用については、公費とともに、保険としても負担）。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができるようとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることがとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化（一部医療機関は義務化）し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種種類や損失補償契約を締結できる枠組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う枠組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入出国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める（罰則付き）ことができるようとする。
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の第5項の規定等について所要の規定を行なう。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会

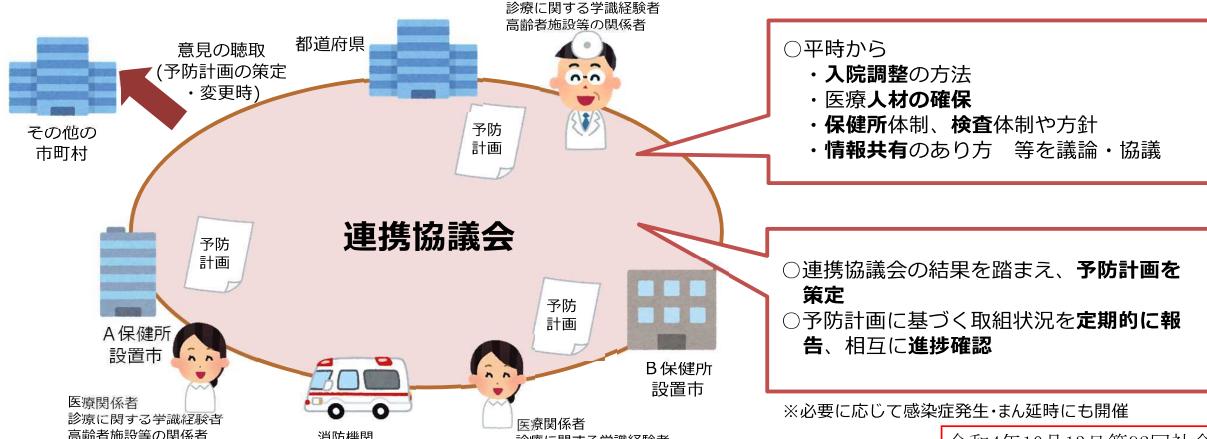
見直しのポイント

- ・ 今般のコロナ対応において、**都道府県と保健所設置市や特別区との間**で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣の二重化を共有できない、迅速な情報共有ができないなど、**連携が十分ではないケース**が見られた。
- ・ このため、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする**「連携協議会」**を創設。**入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有**のあり方などについて、**平時から議論・協議**し、その結果を踏まえて、**予防計画を策定**。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
- ・ こうした平時からの連携強化・綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。

※ 1 連携協議会には、医療関係者や学識経験者、高齢者施設等の関係者、消防機関が参画。なお、予防計画の策定・変更時には、現行と同様、一般市町村からも意見聴取を行う。

※ 2 平時だけではなく、感染症発生・まん延時において連携協議会を開催することも可能。

＜連携協議会の運営のイメージ＞



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が迅速な対策や管内の一元的な対策の実施など必要がある場合に権限を発揮できるようにする。

令和4年10月13日第92回社会保障審議会
医療部会資料より抜粋

疾病第1922号
令和4年11月4日

公益社団法人千葉県医師会会長 様
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長 様
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長 様
一般社団法人日本病院会千葉県支部長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

感染症サーベイランスシステム利用開始に伴う発生届の
提出等について（依頼）

本県の感染症対策事業につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年十月二日号外法律第百十四号〕(以下「感染症法」とする。)の改正案が示され、第12条～第14条の規定により、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報については、電磁的方法による報告が義務化(一部の医療機関では努力義務化)されるようになることが示されました(別添1)。

これに伴い、感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために現在運用されている感染症サーベイランスシステムが、国において、次期システムへ更改されました。(別添2)。

次期システムでは、医療機関等からオンラインで発生届を入力することが基本となり、当該システムの利用にあたっては、あらかじめアカウントを取得する必要があります。

つきましては、下記ホームページを確認の上、ちば電子申請サービスより申請いただくよう貴会会員への周知方よろしくお願ひいたします

なお、本通知は県所管の全数報告医療機関、定点報告医療機関であり、千葉市、船橋市、柏市に所在地のある医療機関については、各市へお問い合わせください。

また、定点医療機関においては、全数報告用アカウントおよび定点報告用アカウントの両方を取得していただく必要があります。

今後は、感染症サーベイランスシステムへの入力により届出することを基本としますが、入力環境がない場合等に限っては、FAXにより所管の保健所宛てに報告くださるようお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症の発生届は、感染状況が収束するまでHER-SYSで運用されます。

記

URL : https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/surveillance_account.html

【担当】
千葉県健康福祉部疾病対策課
感染症予防班
TEL 043-223-2665

疾病第1922号の2
令和5年1月4日

公益社団法人千葉県医師会会長 様
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長 様
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長 様
一般社団法人日本病院会千葉県支部長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

感染症サーベイランスシステム利用開始に伴う発生届の
提出等について（再周知）

本県の感染症対策事業につきましては、日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和4年12月9日付け「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律〔令和4年法律第96号〕(以下「改正法」とする。)」が公布、順次施行されることとなりました。改正法では、第12条～第14条の規定により、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報については、電磁的方法による報告が義務化(一部の医療機関では努力義務化)されました。(令和5年4月1日施行)

感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために現在運用されている感染症サーベイランスシステムでは、医療機関等からオンラインで発生届を入力することが基本となり、当該システムの利用にあたっては、あらかじめアカウントを取得する必要がある旨、令和4年11月4日疾病第1922号でお知らせしたところです。

つきましては、改正法の施行に向け、下記ホームページを参照の上、ちば電子申請サービスよりアカウント発行申請いただくよう貴会会員への再度の周知をお願いいたします。

なお、本通知は県所管の全数報告医療機関、定点報告医療機関へ周知するものであり、千葉市、船橋市、柏市に所在地のある医療機関については、各市へお問い合わせいただくようお願いします。

今後は、感染症サーベイランスシステムへの入力により届出することを基本としますが、入力環境がない場合等に限っては、FAXにより所管の保健所宛てに報告することとします。(新型コロナウイルス感染症の発生届は、感染状況が収束するまでHER-SYSで運用される予定です。)

また、定点医療機関においては、全数報告用アカウントおよび定点報告用アカウントの両方を取得していただく必要があることに御留意ください。

記

千葉県HP「感染症サーベイランスシステム利用者アカウントの申請」
https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/surveillance_account.html

【担当】
千葉県健康福祉部疾病対策課
感染症予防班
TEL 043-223-2665

都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等

- 平時からの備えを確実に推進するため、**国の基本指針に基づき、都道府県の「予防計画」の記載事項を充実**。記載事項を追加するとともに、**病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を明記**。（新たに保健所設置市・特別区にも予防計画の策定を義務付け。ただし、記載事項は★(義務)と☆(任意)を付した部分に限る。）

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例（注1）
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関（入院）の確保病床数 ・協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数 ・協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供）の医療機関数 ・協定締結医療機関（後方支援）の医療機関数 ・協定締結医療機関（医療人材）の確保数 ・協定締結医療機関（PPE）の備蓄数量
	① 情報収集、調査研究☆	
	② 検査の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施件数（実施能力）★ ・検査設備の整備度★
	③ 感染症の 患者の移送 体制の確保★	
	④ 宿泊施設 の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結宿泊療養施設の確保居室数☆
	⑤ 宿泊療養・自宅療養 体制の確保（医療に関する事項を除く）★ 注：市町村との情報連携、高齢者施設等との連携を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供）の医療機関数（再掲）
	⑥ 都道府県知事の指示・総合調整権限の発動要件	
	⑦ 人材 の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★
	⑧ 保健所 の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加。 ★	令和4年12月9日第20回第8次医療計画等に関する検討会資料から抜粋

（注1）予防計画の記載事項として、体制整備のための目標を追加。上記は、想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において設定。

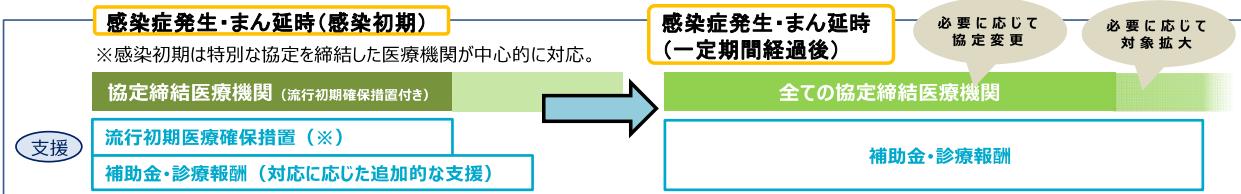
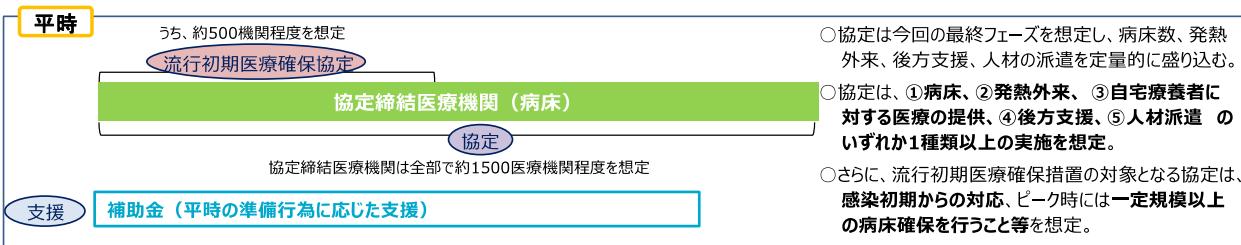
対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。

（注2）都道府県等は、予防計画の策定にあたって、医療計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画との整合性を確保。

令和4年12月9日第20回第8次医療計画等に関する検討会資料から抜粋

都道府県と医療機関の協定の仕組み

- ✓ 都道府県知事は、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と**協議を行い**、感染症対応に係る**協定**（病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣※）を締結（**協定締結医療機関**）する。※併せてPPE備蓄も位置づける。
- ✓ **協定締結医療機関について、流行初期医療確保措置の対象となる協定**を含む**協定締結する医療機関（流行初期医療確保措置付き）**を設定。
- ✓ 全ての医療機関に対して協議に応じる義務を課した上で、協議が調わない場合を想定し、都道府県医療審議会における調整の枠組みを設けた上で、**全ての医療機関に対して都道府県医療審議会の意見を尊重する義務を課す**。
- ✓ 加えて**公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院**にはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を**義務づけ**。
- ✓ 感染症発生・まん延時に、締結された協定の着実な履行を確保するため、医療機関の開設主体ごとに、**協定の履行確保措置を設定**。



(※) 初動対応は特にハードルが高いことから、履行確保措置とセットで感染流行初期に財政的な支援を行う仕組みを設ける。一定期間の経過により、感染対策や補助金・診療報酬が充実すると考えられることから、以後は補助金・診療報酬のみの対応とする。具体的な期間は、感染症の流行状況や支援スキームの整備状況等を勘案して厚生労働大臣が決定する。

協定締結のプロセス及び担保措置/履行確保措置

- 平時において、都道府県知事と医療機関が協定を締結することにより、フェーズごとの必要な病床数を確保するとともに、地域において、医療機関の役割分担を明確化し、感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を構築するため、実効的な準備体制を構築する。
- 感染症発生・まん延時において、準備した体制が迅速かつ確実に稼働できるよう、感染症法に指示権等を創設し、協定の履行を確保する。

平時	公立・公的医療機関等 (NHO・JCHOを含む)	特定機能病院/地域医療支援病院	民間医療機関			
協定締結 プロセス	①都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、地域の感染想定に応じた感染症医療の数値目標（確保すべき病床の総数等）をあらかじめ予防計画・医療計画に規定する。 ②さらに、都道府県知事は、計画に定めた病床の確保のため、都道府県医療審議会の意見を聞いた上で、各医療機関と協議を行う協定案（病床の割り当て等）を策定の上、各医療機関と協議を行い、結果を公表する。					
協定締結の 担保措置	全ての医療機関に対して、予防計画・医療計画の達成のために、必要な協力をするよう努力義務を課す。 全ての医療機関に対して、協定締結の協議に応じる義務を課す。 全ての医療機関に対して、都道府県医療審議会の意見を尊重する義務を課す。					
協定の協議が調わない場合に、都道府県医療審議会の意見を聞いた上で、再協議を行うプロセスを明確化						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、その機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付け、同時に都道府県知事が医療機関に通知。 ○ 感染症対応の社会医療法人については、協定（流行初期医療確保措置の対象）の締結を認定の要件化する。なお、協定に則った対応を行うよう勧告⇒指示した上で、当該指示に従わない場合に、認定を取り消すことがあり得る。 						
感染症発生・ まん延時 協定の履行 確保措置等	協定（医療提供義務を含む）に 則った対応を行うよう、 指示⇒公表（指示違反） * NHO法・JCHO法に基づき、厚生労働大臣は緊急の必要がある場合に必要な措置を行うことを求めることができ、これに応じなければならない。	協定（医療提供義務を含む）に 則った対応を行うよう、 勧告⇒指示⇒公表（指示違反※） ※指示に従わない場合、承認を取り消すことがあり得る。	協定に則った対応を行うよう、 勧告⇒指示⇒公表（指示違反）			
保険医療機関の責務として、国・地方が講ずる必要な措置に協力するものとする旨を明記。						

現行の特措法では、協定の有無に関わらず、医療関係者（※）に対し、直接、患者等に対する医療等を行うよう指示できる旨の規定あり。
 （※）医療関係の管理者の場合は、当該医療機関の医療関係者その他の職員を活用して実施体制の構築を図るとされている。

流行初期医療確保措置

1. 措置の目的・内容

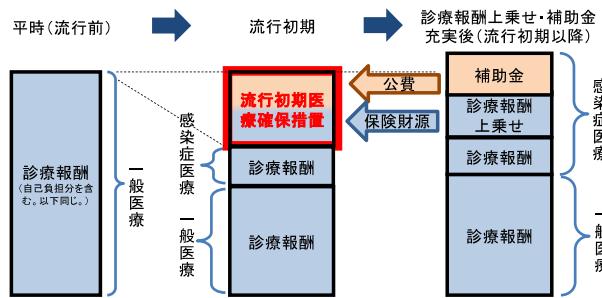
- ・「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- ・支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う（※）。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施（支援額の範囲内で補助金の額を返還）。
- ※ 病床確保（入院医療）を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。
- ※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。（国民医療費・医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%）

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

- ・措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費（国、都道府県）と保険者（被用者保険、国保、後期高齢広域連合）の負担割合は1:1とする。
- ・支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整（前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金）を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



流行初期医療確保措置の支払いスキーム（イメージ）

- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担

